

## 中之条町行政区活動補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中之条町区長に関する規則（平成8年規則第6号）第1条に規定する区長がそれぞれ管轄する区域（以下「行政区」という。）を対象として、中之条町行政区活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、行政区の自主的な活動を支援し、地域の活性化に資することを目的とする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象は、行政区において実施する活動のうち次に掲げる活動とする。

- (1) 文化活動
- (2) 教養活動
- (3) 体育活動
- (4) 親睦活動
- (5) その他町長が認める活動

### (補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、毎年度4月1日における行政区の世帯数を基準として、次の各号に掲げる額の合計額と前条に規定する活動に必要な金額を比較し、いずれか低い方の金額とする。

- (1) 基準額割 基準額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

世帯数区分	補助基準額（円）
25世帯以下	50,000
26世帯～50世帯	55,000
51世帯～75世帯	80,000
76世帯～100世帯	105,000
101世帯～150世帯	145,000
151世帯～200世帯	185,000
201世帯～250世帯	225,000
251世帯～300世帯	265,000
301世帯以上	305,000

- (2) 世帯割 1世帯当たり 700円

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする行政区は、中之条町行政区活動補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の4月末日までに町長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付又は不交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付し、不交付を決定した場合は、文書によりその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付を受けた行政区は、事業終了後速やかに中之条町行政区活動補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた行政区が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(その他)

第8条 この補助金の使用に関し町長が資料の提出を求めたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

# 記入見本

様式第1号

令和4年〇月〇日

## 中之条町行政区活動補助金交付申請書

中之条町長 様

〇〇地区

第〇〇区長 〇〇〇〇〇〇

中之条町行政区補助金交付要綱第4条の規定により、令和3年度補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助金額 122,000円

内訳

基準額 80,000円

世帯割額 42,000円(60世帯)

2. 補助金振り込み口座

金融機関名: 〇〇〇〇 (銀行)・信用組合・信用金庫・農協  
〇〇〇 支店

口座の種類: (普通)・当座

口座名: 第〇〇〇区 〇〇〇

口座番号: 123456

3、令和4年度事業実施計画書

年 月 日	事 業 名
4. 5. 5	花見
7. 5	ソフトボール大会
10. 10	町民運動会
11. 3	文化祭
5. 2. 11	卓球大会
3. 20	総会

4、令和4年度収入支出予算書

・収入の部

項 目	金 額	摘 要
区 費	360,000	60戸×500円×12月
行政区活動補助金	122,000	
寄付金	10,000	運動会、総会ご芳志
繰越金	87,000	
合 計	579,000	

・支出の部

項 目	金 額	摘 要
花見	30,000	
ソフトボール大会	130,000	
町民運動会	130,000	
文化祭	150,000	
卓球大会	20,000	
新年会	30,000	
総会	77,000	
合 計	567,000	

\* (収入の部) - (支出の部) = (翌年度繰越金)  
 579,000円 - 567,000円 = 12,000円

## 中之条町行政区活動補助金について

### ◎ 補助金申請について

会議資料の中の、「中之条町行政区活動補助金交付申請書（本書）」を4月中に役場総務課まで提出してください。

申請をいただいた後、5月末までに補助金を各行政区に振り込みます。

- 1 申請書の提出 ⇒ 4月末までに各行政区から役場へ
- 2 補助金の交付 ⇒ 5月末日までに役場から各行政区口座へ振込み

### ◎ 実績報告について

来年2月初旬に総務課から実績報告書を送付しますので、総会終了後速やかに提出していただきますようお願い申し上げます。

- 1 実績報告書の提出 ⇒ 区の総会終了後 各行政区から役場へ